
西日本豪雨災害における写真の救済とその意義 —市民レベルでの資料保存を目指して—

Significance of saving photos in the Western Japan Heavy Rain Disaster. -Aiming at document preservation through citizen participation -

山内 利秋*
Toshiaki yamauchi

abstract

The heavy rain that hit western Japan in July 2018 caused a great loss of victims and property. Museums and cultural properties have also been severely damaged, and relief and preservation activities are being conducted for the damaged materials.

Under these circumstances, the activities for saving and preserving photographs are often closely related to the owners themselves, and some activities are carried out by organizations or individuals not based on local governments or universities. Here, rather than highly specialized preservation and restoration technology, a method of preservation possible with familiar materials is required. In this paper, we summarize the measures taken for personal photographs of the victims of the western Japan heavy rain disaster.

キーワード

文化財・写真・資料保全・災害・西日本豪雨

1: はじめに

平成30年7月の西日本豪雨は、中国・四国地方を中心に多大な犠牲者や財産の喪失をもたらした。博物館や文化財についても西日本各県において大きな被害が生じており、これらを対象とした被災資料の救済・保全活動も行われている。地域社会に関わる文化財の保全活動は、社会のアイデンティティと密接に関係する歴史文化の喪失を防ごうとする動向として阪神淡路大震災以来行われているが、この活動は東日本大震災を経て、現在に至るまでその対象や活動する組織・団体を拡大している。

こうした中で、写真「資料」の救済・保全活動は存在自体が所有者自身と密接な関係にある事が多く、自治体や大学を基盤としない団体や個人での活動も行われている。ここで望まれるのは文化財に関わる専門家が行う専門性の高い保存修復技術であるよ

*九州保健福祉大学薬学部

りも、身近な材料で可能な方法による実践であると考えられる。そうであるならば、専門家は地域社会個々の状況・ニーズに即した写真への処置を検討していく必要が求められる。ここでは、西日本豪雨災害で被災した個人写真に対して、筆者が行った措置について述べていく。

2: 被災写真の救済

平成 30 年に改正された文化財保護法は「活用」というキーワードが大きく目立ったが、一方で「保存」についても新しい展開がうかがえた。すなわち東日本大震災以降、各地で頻発する災害や、文化財を維持してきたコミュニティの縮退化と相次ぐ盗難といった現状が反映された体制づくりの推進である。この制度化に関わる保護法改正のプロセスを確認していくと、災害時における文化財レスキューや歴史資料ネットワークの活動といった資料レスキュー体制の重要性が議論に挙げられているのがわかる(註1)。さらに平成 31 年 3 月に出された『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』では、「生活文化や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域に重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である」と記載されている(文化庁 2019.p.1・2)。注目すべきはこの通称「未指定」と称される指定・登録等の措置がなされていない文化財に対してもスポットが当たった点であるが、今後地域社会の記録であり人々が共有すべき記憶である「写真」は、これら未指定文化財の中に取り込まれていく可能性も大いにあるだろう。

その一方で、写真にはそうした文化財の枠では括りにくい、正確に言うならばぐさま文化財という範疇に括っていいのかどうか判断が難しい対象も存在する。それは自分や自分の家族の共有された記憶につながる、他者の視点からは判断しにくい価値を有した対象の存在である。近代の複製技術の最たるものの一つである写真は、写真技術と隣接・包含される印刷技術とともに主観的価値の多様化と希少価値の低下という相反するベクトルをダゲレオタイプの誕生から電子化が一般化した今日まで拡張させてきた。写真として括られる対象には意図的・無意識的に生じる他者からの視点によって評価される価値を持った存在もあれば、限られたコミュニティの内部にしか生じ得ない価値の中に存在意義が見いだされるものもある。

写真に生じる内省的な意味こそは、時に災害によって多くを失った人々が生きていく上で支えともなるべき価値となる場合がある。過去と現在を接続させる写真こそは、自分自身の生きている意味を、個々人の人生というプロセスを「なぞる」行為から再確認—理解—納得させ、これから先の自分自身が生きていく上での支えともなる。失った家族との記憶を想い偲び、追悼していく行動は、写真が故人の魂とともに祀らるようになった近代の歴史とも重なるだろう。

このような写真に内包された価値こそは文化財の範疇からは逸脱する可能性があるかもしれないが、それでも文化財や博物館に関わる専門家が関与していかなければならない理由として、この被災した対象をまもるための基本的・専門的な技術や、知識・情報を有している点に他ならない。また、個人や家族が生きてきた社会の記憶を辿るアシストとしてこの分野が災害時、そして災害後の長い年月をかけて被災者と向き合

える部分も保持されているのは明らかである。

従って、博物館や文化財保護に関わる専門家が写真の救済と支援に関与していく義務と可能性は今後とも高いと考えている。平成30年7月豪雨(西日本豪雨)でも後述する愛媛県のみならず、岡山県や岐阜県といった各地において、他の文化財・博物館資料とともに民間所蔵の写真救済・保全活動が専門家の手によって行われている(註2)。

3: 市民参加を促す意味

多くの写真を早期に乾燥させるには多くの人手と一定の広さを持った空間が必要となるが、そうした条件を確保出来る機会は、特に災害で被災した場所では限られている。そこで重要なのは被災した写真を地域社会に住まう人々の手で、可能ならば被災者自身の手で処置が行えるように意義関心と保存技術の理解を拡げていく点にあると考えている。宮崎歴史資料ネットワークを含む資料ネット系の資料保全活動団体では、この市民参加こそが活動の重要な柱の一つとなっているが、地域社会により近い立場にある地域博物館等では日常的に市民向けの活動実践を行っている事もあって、住民参加の窓口として諸案件への関与が心掛けられていると言えよう。近年は博物館、広く生涯学習施設のポテンシャルは包摂的な機能を有している点にあると考えられており、これは大規模災害の発生のような日常生活とは異なった際には、一定の条件によって強く発揮される可能性がある(註3)。

平成30年7月豪雨(西日本豪雨)は、この年の6月28日(雨の降り始め)から7月8日までの間、四国地方で1,800mmを越える降水量が確認された地点があるなど各地で7月の月降水量平均の2~4倍にもなった所が相次いだ(気象庁観測部計画課情報管理室2018,p.17)。愛媛県では西条市成就社で965.5mmの降水量が確認されている。大雨の続いた7月8日には気象庁より同県南予地方に大雨特別警報が出され、特に肱川水系の各河川流域にあたる西予市・大洲市などで洪水の危険性が高まっていた。7月4日以降継続した雨は鹿野川ダム上流で450mm、野村ダム上流域では600mmを越える降雨量として観測され、双方のダムにおいて計画規模を上回った結果、異常洪水防災操作(緊急放流)が行われた。こうした行動は国土交通省の各事務所・愛媛県の関係各自治体に伝達され、エリアメールや広報車・スピーカーといった様々な方法で地域住民に対して呼びかけられたものの、確実に伝えられたとは言い切れず結果的に多くの犠牲者を出す事となったとされている(国土交通省四国地方整備局2018)。

筆者は愛媛資料ネットからの要請を受け、被害の大きかった大洲市と八幡浜市において地域住民や自治体文化財保護・博物館担当者等を対象とした写真保全ワークショップを実施する事となった。これは博物館等の所蔵資料としての写真ではなく地域住民が所蔵する個人の写真を対象としたもので、地元のそれぞれの教育委員会と愛媛資料ネットとの共催で開催される事となったが、まさしく地域住民に写真を守る意義を訴え、理解と行動を促すきっかけを目指したものであった。ワークショップの実施は7月29日(大洲市、会場:大洲市立博物館)・同30日(八幡浜市、会場:旧双岩中学校)でそれぞれ開催される計画が立てられた。写真は出来るだけ早い措置を行わないと乳剤の劣化が進んで手の施し様が無くなる。この愛媛の博物館・文化財専門家の行動・意思決定は極めて素早いものであったと言えるだろう。しかしながら、近

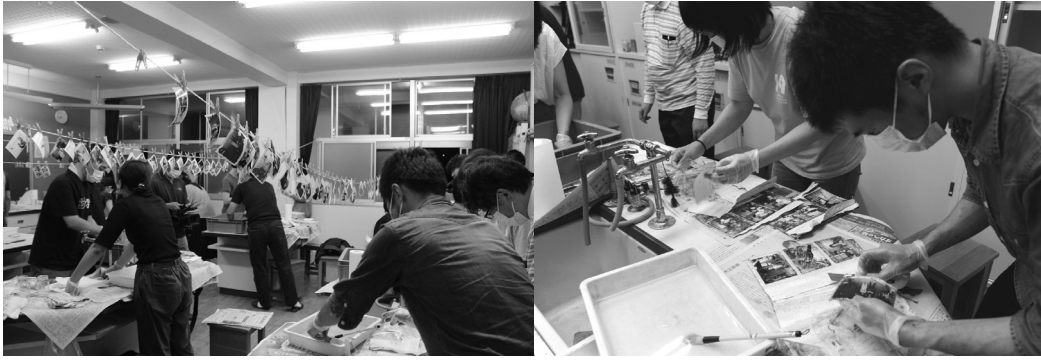


写真 1: 八幡浜市でのワークショップの様子

左 写真を吊って乾燥している下での作業, 右 アルバムから写真を剥離する

年の災害は立て続けに発生するもので、このワークショップ開催予定日には東から西へ「逆走」してきた台風 12 号 (平成 30 年台風 12 号) が影響して九州から四国へ渡るフェリーが運休となってしまった。その結果 7 月 29 日の大洲市での開催は困難となり、30 日の八幡浜市でのワークショップに大洲市民の方々にも参加して頂く事となった (写真 1)。

ワークショップでは地域社会で「写真を救う活動」を実践できるリーダーの養成と、こうした活動の重要性を強調し理解促進を図った。特に地域リーダーの養成は愛媛資料ネットの大本敬久氏 (愛媛県歴史文化博物館) らから強く望まれていた。人口減少下の現在、災害は地域コミュニティの弱体化を一層推し進めてしまうケースが散見される。そうした際に人々が何らかの役割意識を持って活動を行っていけば、新たな結束となって弱体化しつつあるコミュニティを支えていける可能性がある。この現象は東日本大震災時に東北地方の多くの民俗芸能が果たした役割でもあったが、コミュニティや個人々の記憶・記録を視覚的に再確認出来る写真という存在にもその土地その土地に住まう人々の心にダイレクトに突き刺さる所がある。これを「守る・救う」活動には災害で傷ついた故郷を自らの手で修復していくイメージを身体的に獲得し、喪失感の回復に大きく関与する役割が含まれていると考えられよう。

東日本大震災後に内閣府が発表した『被災者のこころのケア 都道府県対応ガイドライン』では<被災地におけるコミュニティの維持・形成の重要性>という項目において、「一般の被災者」レベルの方のこころのケアについては、地域コミュニティの維持回復・再構築が非常に効果的であるとされている (内閣府 2012,p.25)。また、「そもそも人は社会的存在であり、コミュニティに参加することで、人と人とのつながり・ネットワークができ、孤立感が解消され、こころの健康が維持・向上できる」とし、「過去の災害事例の研究からも、地域コミュニティとのつながりが、被災者の“生活復興感”の改善に寄与し、こころの健康を保つために重要であ」って、「被災者が本来持つ力を最大限に発揮し、それぞれの能力に応じてコミュニティに参加し、被災者自身がコミュニティの維持回復・再構築に取り組むことができるような支援が必要となる」と述べられている。写真をはじめ、地域コミュニティや家族・自分自身の過去に関わる記憶や記録を<取り戻す>作業には、こうした回復・再構築につながる役割が期待される。

また、日本赤十字社による『災害時の心のケア』では、災害時のストレス反応の時間的経過について「急性期 (数十分、数時間、数日)、反応期 (1 週間～6 週間)、

連携の可能性を模索していく必要性が出てきている点は理解しなければならない。

このワークショップの実施に併せて、写真救済の流れを簡単に理解してもらう事を目的とした小冊子 ZINE『写真をまもるために。』を配布した。A3 の用紙を折り本にした A6 版 8 ページのもので、シンプルなレイアウトで構成した (図 1)。本ワークショップ以外にも様々な場面で活用出来るものとなったが、ワークショップ等で配布する A4・A3 等のレジメに比べて、一瞥可能な利点がある点が確認出来た。

また、愛媛県と宮崎県とは海を隔ててはいるものの距離的に近い事もあり、近代以降も人的な交流が比較的盛んであった。災害後の『宮崎日日新聞』では西日本豪雨災害に際して被災地と関係のある宮崎県民を取材している(註 4)。こうした事もあって、宮崎県内からは、特に被災した愛媛県の人々に対して「何か出来ないだろうか」という意識が感じられた。そこで、豪雨以前から筆者がファシリテーターを予定していた宮崎県門川町教育委員会主催の水損写真保全ワークショップ『汚れてしまった思い出の写真をよみがえらせよう!』(平成 30 年 9 月 22 日実施)では、八幡浜市教育委員会と協議して愛媛での被災写真を活用した。ただし、このワークショップは 1 回のみであったので、その後預かった写真については筆者の方で最終的な処理を行う事となった(次章参照)(註 5)。

4: 実践した技術

1) 水害に遭った写真の処置

水害によって被災した写真の処理については、筆者らは平成 17 年台風 14 号によって被災した写真を処理した際に様々な課題を確認している(山内・増田, p.95-104)。その際最も痛感した事は水分による乳剤の膨張と溶解、さらにカビの繁殖のスピードが著しく早いという点であった。水溶性の乳剤が塗布された写真の劣化は一般の紙資料と比べてはるかに早い。

被災水損写真の救済処置としては、平成 16 年 7 月福井豪雨(2004 年)時に水害によって多大な被害を被った福井県教育庁埋蔵文化財調査センターの、埋蔵文化財調査時に記録撮影された写真資料の救済措置の事例がある(本多・川瀬 2007, p.91-95)。本多達哉・川瀬敏雄は、被災した写真原板への応急処置として、「ホルマリン希釈のスタビライザー、E-6 仕上げ用のファイナルリンスを使い、膨潤し腐敗しているフィルムについては減菌効果の期待できるスタビライザーにつけそのまま乾燥、また、被害が軽微でゼラチンの腐っていないものについてはファイナルリンスできれいに洗い、スクイズし乾燥することにして、少しでも救済すべく作業を行った」(p.92)と述べている(註 6)。しかしながら、本多・川瀬の試みは写真現像処理作業での多くの薬品を使用するものであり、被災直後の被災地でこのような薬品や、薬品の処理を行えるラボの確保は必ずしも容易ではない。さらに写真現像関連の薬品自体が製造を中止しているケースも増加してきており、比較的安全に使用可能な代替品を検討していく必要がある。鈴木隆史は本多・川瀬による処置の結果を受け、救済処理液や殺菌剤に適合した薬品を検討している(鈴木 2010, p.180-184)。その中で硬膜剤としてホルムアルデヒド(ホルマリン)の代替としてグルタルアルデヒドの使用、殺菌剤として 2-フェニルフェノールナトリウムを使用する等の提案を行っている。

いずれも写真現像専用の薬品と比較して工業用に広く利用されており、またグルタルアルデヒドはホルムアルデヒドと比べて扱いやすさもある。ただ、やはり市民レベ

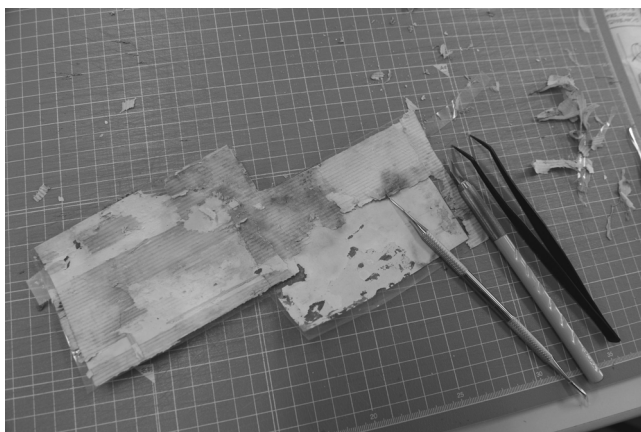


写真2: 乳剤がアルバム表面のPPシートに貼り付き乾燥が進まないため、スパチュラ等で裏面(台紙部分)を剥離する。

ルでの「敷居の高さ」は避けられない。本多・川瀬や鈴木による検討は、フィルム等写真原板の保存を目的としたもので、家族写真として重視されるプリントに対して行われたものではない。しかしながら、一方でこれらの実践は銀塩写真のニーズが減少し、それに関わる研究も急速に縮小しつつある現在では貴重な事例と言えるだろう。さらに、本多・川瀬は災害時における写真救済処理の方針を策定しており、これは急速に劣化進行していく被災写真の処理手順を検討する上で基本的なワークフローを提示している(註7)。

東日本大震災では、福井豪雨の事例とは異なって多くの一般市民の写真が救済される事となった。市民の写真の多くはフィルム原板よりも焼き付けられたプリントが多く、しかも、様々な時代・タイプの写真、さらには多様な方法でファイリングされているもの(あるいはファイルに整理されていないもの)であったと考えられる。

こうした問題に対しては東日本大震災を受けて写真メーカーや民間団体によって様々な処理方法が考案されたが(註8、最も重要なのは状況が酷くなる前にいかに早く乾燥させるかに尽きる。八幡浜市や門川町におけるワークショップでもこの「早く乾燥させる重要性」について強調した。

2) 写真救済処置の実践

門川町でのワークショップ後にこれらの被災した写真を預かり、九州保健福祉大学にて処理を実施した。

まず、アルバム仕立ての写真の場合はアルバムの表面にかかる透明のPP(ポリプロピレン製)シートを取り除いて表面が空気に触れる状態にしてから各ページを広げ、洗濯ばさみで閉じない状態を保ちながら冊子を立てて乾燥させた。写真単体の場合は2点間にロープを掛けて洗濯ばさみ等で吊り下げたり、切り込みのある仕切り板に立て掛けるといった方法を採用した。これらの方法はプリント現像時に行われる乾燥方法や東日本大震災時に各地で応用された方法を参考にしたものだが、平面の床に写真を置いて水分が抜ける事を待つよりもはるかに省スペースでの写真乾燥を可能にした。

写真乾燥時に注意しなければならないのは一群の写真の撮影順やアルバムに貼られていた配置等が混乱して不明になりやすいので、番号を付与したりアルバムからの剥離前に撮影しておく必要がある点である。ただ、撮影にあまり時間を掛けてしまうと写真の劣化が進行するリスクもあるので、作業人数が少ない・作業を一度に進められない際には注意しなければならない。

この方法によって一定数の写真乾燥を行えたものの、上手いかないケースも存在した。すなわち乳剤の溶解が進んだ写真についてはアルバム表面のシートに乳剤そのものが貼り付いてしまい、剥離する事が出来ない(写真2)。また、剥離出来た場合でもゲル状になった乳剤は乾燥が進まない。こうした問題は平成17年台風14号時にも把握しており、今回も同様であった。乳剤が貼り付



写真3: 溶解が進行した写真の裏打ち

いてしまった場合でも、まだ溶解がすすんでいない状況では乾燥させるよりも乳剤側をベースから剥離して像を複製してしまう方法が手っ取り早い。だが溶解が進んで既に像が壊れてしまっている状況が多く、ベース側をカッターナイフやスパチュラで削平して剥離した後に乳剤を裏側から乾燥させる方法を採用した。

その後、乳剤面がアルバム表面の透明のPP(ポリプロピレン)シートに張り付いた状態のまま乾燥させたが、一部の写真は乾燥が進みすぎてしまい、乳剤が破片化し剥落してしまうものもあった。このままでは脆弱な状態なのでPPシートを残したまま裏打ちを行って補強した(写真3)。裏打ちには写真資料の保護に使用するピュアガード(註9)や、一般にも入手しやすい画仙紙を使用した。画仙紙の利用は写真分量とコストを考慮しての事であるが、本来ならばしっかりと厚みのある紙の方がいいだろう。これを、CMCのり・メトローズSM400を塗布・噴霧して接着した。接着剤の使い分けは任意ではあるが、メトローズの方が接着力が弱く、特にRCペーパーの場合は貼り付き難い。こうした場合にはCMCのりを使用した。一方、CMCのりは高湿度環境に置かれるとカビの繁殖を招く恐れがあるので、一般で所蔵される写真資料については注意する必要がある。接着剤を塗布する場合には、紙資料一般で行われるように刷毛や筆でしっかりと伸ばす方が接着が良好であった。また、裏打ちの紙は写真サイズにあわせてカッティングを行うが、接着段階では大き目にカットし、後で写真サイズに合わせる方が乾燥時のカーリングが少ない。乾燥させる際には板に挟んで重しを乗せ、一晩置いておいた(吊って乾燥させるとカーリングする)。翌日確認すると、裏打ちした紙からエタノールに溶いたメトローズがしみ出している例があったので、間紙を交換して対処した。

写真表面の乳剤が溶けてジェル状になってしまうと自然乾燥ではなかなか乾かない。そこで、今回は写真の定着液としても使用しているカリミョウバン溶液を噴霧した(註10)。カリミョウバンの処方、コダック社が公開している定着剤「コダックフィクサー」(3.8L / 1GAL)用粉末に含まれる「アンモニウムミョウバン、12水化物」の分量、10-15重量%を参考にした。しかし、この方法では上手く固化するケースと状態の変化しないケースがあった。後者の場合、汚水の中に置かれた事から硫化物等が残留し、これが何らかの影響を与えている可能性があるが、正確な所は現状ではわからない。そこでこれらの写真についてはフィキサチーフでコーティングしてみた所、ある程度固化が進行した。ただ、多めに吹きかけてしまうと一時的に乳剤が滲んでしまう傾向があった。これはフィキサチーフに含まれているエタノールによるものである。石油系溶剤を使用しているパステル用フィキサチーフの方がこうした乳剤の滲みが防



写真 4: 土佐典具帖紙による写真表面のカバー (部分)

止出来ると考えられる。

固化が難しかった写真について、一部は極薄の土佐典具帖紙(2.0g/m²)を上から貼り、乳剤表面をカバーした(写真4)。不完全ではあるが、これによって像の破壊を止められた。

5: おわりに

家族写真については資料としての完璧な処置を目指すよりも、所有者の「記憶」としていかに遺していくか、すなわち「保全」を優先して考えていく必要があるのではないだろうか。特に災害被災者にとっては、そうした資料の遺存確認や遺していくプロセスを理解する事が「心」の安寧にもつながると考えている。そしてもしそうであるならば、被災者や被災者に近い立場の人々が自らの手でこれらを「なおす」作業に何らかの方法で関与していくのは、被災後のよりよい生活の質に導いていく手段の一つであるのではないだろうか(写真5)^(註11)。

このような観点から、より市民が関与していける写真の保全・救済について検討していきたい。



写真 5: アルバムに収納した写真。

こうした家族写真については、記憶としていかに遺すかを考えていく必要がある。

註

- 1: 文化財保護法改正につながる議論となった平成29年度の文化審議会文化財分科会企画調査会の中では第5回以降の会議で文化財と災害について何度も取り上げられており、「中間まとめ」や「第一次答申」にも中長期的観点から検討すべき課題として、それぞれ「大規模災害発生時の文化財のレスキュー活動等の在り方について」・

「大規模災害発生時の文化財のレスキュー活動等や災害遺構の在り方について」という項目が挙げられている(文化審議会 2017a,p.14・2017b,p.23)。

- 2: 岡山県では倉敷市真備町等で被災した個人所蔵の様々な対象について、岡山県立美術館・ノートルダム清心女子大学と絵画修復工房 YeY による「西日本豪雨災害『大切なもの』無償応急処置、出来る事を出来るだけチーム」によるレスキュー活動が行われており(上村 2019,p.2)、その中には多くの写真が含まれている。救出後の資料の処置活動には一般市民が参加している(同活動 facebook ページによる)。また、岐阜県関市は『被災者支援制度ガイドブック』の中に「豪雨災害で泥水に浸かった写真・アルバム等の洗浄」に関する項目を設け、岐阜県博物館協会等の支援を得ながら汚損アルバム写真等の処置活動を実施している(関市 2018,p.55)。ここでは支援の内容として「被災前の状態に戻すものではないことをご理解ください」と記載されている点が注目される。
- 3: 2016 年の熊本地震発生の際には、熊本県内の複数の博物館でこうした活動が行われたのを確認している(山内 2019,p.62-76)。
- 4: 『宮崎日日新聞』平成 30 年 7 月 16 日・8 月 6 日記事。「共に前へ 西日本豪雨 1 カ月」という特集。7 月 16 日の記事には被災各県に関係する宮崎県民からの応援メッセージが、8 月 6 日の記事には現地で活動した本県ボランティアの活動が伝えられる中で、愛媛県西予市野村町出身で現地で活動した宮崎県民のインタビュー記事が掲載されている。
- 5: さらにこれらの資料の一部は同年 12 月 22 日に千葉大学で行った国立歴史民俗博物館主催のワークショップ『災害への備えと歴史文化資料の救済を考える』(ファシリテーター: 天野真志氏(国立歴史民俗博物館)及び筆者)でも活用した。この時の様子は千葉毅氏(神奈川県立歴史博物館)によって映像として撮影・編集され、令和元年の台風 15・19 号災害に際して youtube 上で公開された(<https://youtu.be/XBK35Gp4evg> 令和元年 10 月 15 日公開)。
- 6: 「スタビライザー」は写真画像保存性の向上・カビ防止をはかるために使用される安定剤で、通常はリバーサルやカラーネガの定着・水洗後の処理に使用される。有機防カビ剤を含んでいるものもあるが、本多・川瀬両氏は古くから行われてきたホルマリン溶液を使用している。
また、「E-6」とは Kodak 社のエクタクローム用の現像処方(E-6 現像)を示すが、複数社のリバーサルフィルムの現像処理でも利用された実質的な標準処方であった。記録保存が前提となる埋蔵文化財調査では、画像の保存性の関係からカラーネガフィルムよりも退色しにくいリバーサルフィルムによる撮影が推奨されてきた。特にエクタクロームは他社に比べて保存性に優れていた事から、多くの埋蔵文化財調査関連機関で使用された。「ファイナルリンス」はスタビライザー同様フィルム現像の最終工程において使用されるが、特に E-6 現像などカラーネガフィルム現像での水洗後の処理に使われる薬剤である(Kodak 社製)。
- 7: 本多・川瀬両氏による被災写真の「救済処理の方針」はトリアージを前提としたもので、まとめると以下の通り(本多・川瀬 2007,p.92・93)。
 - ・フィルム上に残像する画像の救済を最優先とする。
 - ・資料の整理状態の継承、履歴。処理方法と優先順としては、「乳剤が腐り溶けているもの」→「癒着しているもの」→「乾いているものは後回し」→「不可能なものはそのまま乾燥」を挙げている。

- 8: フジフィルムは 2011 年 4 月から「写真救済プロジェクト」を立ち上げ、東日本大震災での被災写真救済支援を行った (2013 年からは「写真でつながるプロジェクト」という名称に変更)。

<https://fujifilm.jp/support/fukkoshien/>

https://www.fujifilm.com/support/photo_cleaning/

コダック社も同じく東日本大震災時に「写真プリントやフィルムが水濡れした時の救済について」というタイトルでノウハウを提供しているが、この時の技術は「2001 年 9 月 11 日の世界貿易センタービルの被災現場から回収された写真の救済作業の経験をもとにし」という記載がある。

<http://www.jp.kodak.com/JP/ja/corp/info110330.shtml>

修復家である金野聡子・白岩洋子両氏は、岩手県大船渡市総合福祉センターにおいて集められた被災者写真の救済を行った (白岩 2011,p176-180)(堀米 2014,p62-73)。これらの多くは RC ペーパーを主とするカラープリントで、さらにゼラチンシルバープリント、スリーブのネガフィルムがあったと言う。また、日本社会情報学会・災害情報支援チームは宮城県山元町において、フジフィルムの協力を得ながらプリントを主とした写真のクリーニングを実施している (吉田 2014,p.58-123)。この活動では富士フィルムのノウハウが写真洗浄ボランティアの活動でのベースとなっていると考えられる。

- 9: ピュアガードは製造工程で酸・アルカリを含んでいない中性 (ph.7.0 前後) のノンバッファ紙で、写真用の保存包材として広く使用されている。JISK7645:2003『写真一現像処理済み写真フィルム、乾板及び印画紙一包材、アルバム及び保存容器』では、「4.2.3 黑白写真画像及びカラー写真画像に接する紙包材」中に写真画像に直接接する紙は「アルファセルロースの含有量が 87% を超える、漂白サルファイトパルプ又は漂白クラフトパルプを使用したもの (中略) リグニン含有量の多いパルプ繊維、アラム・ロジンサイズ剤及び金属微粒子が含まれてはならない」「還元性硫黄の含有量は、0.0008% 未満」「pH 値は、7.0 ~ 9.5 の範囲」「アルカリリザーブ (alkali reserve) は、質量モル濃度 (mol/kg) で表して、炭酸カルシウム (CaCO₃)2% 以上の添加に相当」「アルカリリザーブは、紙又は板紙の全面にわたって均一」と記載されており、ピュアガードはこうした規格に相当する。アルカリリザーブとは、紙に発生した酸を中和し、アルカリ性に維持していく能力の事である。

- 10: 筆者は平成 17 年の台風 14 号災害の際には、黑白写真の乳剤定着に富士フィルム製の黑白写真定着液アートエマルジョンバインダーを使用した。だがフィルム写真の衰退に伴い同製品が販売中止となったため代替品を検討していく必要がある。カリミョウバン (アンモニウムミョウバン) の処方コダック社『製品安全データシート』(MSDS No.200000569/F/USA/JP、承認日: 2001 年 9 月 13 日、作成日: 2003 年 12 月 1 日、製品名: コダックフィクサー) による。

- 11: 東日本大震災被災地で被災した瓦礫などのさまざまなモノを「なおす」という方法で補完していく青野文昭の作品群は、完全を目指す修復とは異なった方法であり、本来の機能をもった元通りの姿にしていくものではない。しかし、この「なおす」という行為によって生じた作品には心に生じた隙間をこれによって埋めていく感覚がある。もちろんそれは、東日本震災という事象が彼の作品をそう観せている可能性もあるのだろう。筆者は『あいちトリエンナーレ 2013』(開催期間: 平成 25 年

8月10日～10月27日、会場：愛知芸術文化センター他)で青野の作品を最初に観た。家族の写真を救済していく作業には、青野の作品制作のような「なおす」活動に近い部分、すなわち他者との接近があるのかもしれない。

https://aichitriennale.jp/2013/artist/aono_fumiaki.html

参考文献

上村和史 2019「活動報告(2018年1月～2018年12月)」『岡山史料ネット Newsletter』Vol.1 岡山史料ネット

気象庁観測部計画課情報管理室 2018『平成30年7月豪雨(前線及び台風第7号による大雨等)』気象庁

国土交通省四国地方整備局 2018『野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場(とりまとめ)』国土交通省

白岩洋子 2011「東日本大震災一津波によって被災した写真に関する報告」『日本写真学会誌』74巻4号 日本写真学会

鈴木隆史 2010「水害を受けた写真の救済と保存処理法」『日本写真学会誌』73巻3号 日本写真学会

関市 2018「17 その他(写真等の洗浄・相談)」『被災者支援制度ガイドブック』

内閣府 2012『被災者のこころのケア 都道府県対応ガイドライン』

日本赤十字社 2008『災害時の心のケア』

文化審議会 2017a『文化審議会文化財分科会企画調査会 中間まとめ』文化庁

文化審議会 2017b『文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)』文化庁

文化庁 2019『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』

堀米薫 2014『思い出をレスキューせよ!"記憶をつなぐ"被災地の紙本・書籍保存修復士』くもん出版

本多達哉・川瀬敏雄 2007「「福井豪雨」による水害被災写真原板の状況と救済について」『日本写真学会誌』70巻2号 日本写真学会

山内利秋 2019「災後と復興、学芸員課程から博物館の役割を考える—熊本地震の後、博物館が人々の心にどう関与したかを考える—」『九州保健福祉大学博物館学年報』8 九州保健福祉大学学芸員養成課程

山内利秋・増田豪 2007「宮崎県における文化資源災害救助対策の現状と課題」『九州保健福祉大学研究紀要』8 九州保健福祉大学

吉田寛 2014「写真洗浄・デジタル化の活動を作る—つながりを生み出すIT—」『「思い出」をつなぐネットワーク 日本社会情報学会・災害情報支援チームの挑戦』昭和堂

謝辞

本論執筆には次の方々、機関の御教示・御協力を得た。記して感謝する次第である(50音順、敬称略)。
井上千秋・大本敬久・窪田麗子・高嶋賢二・田中謙・山田広志・愛媛資料ネット・大洲市立博物館・門川町教育委員会・八幡浜市教育委員会

本研究は JSPS 科研費 JP16H03475 の助成を受けたものである。